

お客様の安心と健康を見守るために——。  
**Medi-A×N(メディ・アン)は保障に加え、  
専門家による相談サービスをご提供しています。**

Medi-A×N(メディ・アン)の被保険者様は

**ベストドクターズ®・サービス**

をご利用になれます。

患者様ご本人がより納得した治療を受けられるために、  
テラドックヘルスインターナショナル社が  
**治療やセカンドオピニオンの取得に適した  
優秀な専門医を無料でご紹介いたします。**

※治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は全て利用者ご本人でご負担いただきます。

名医に  
相談できる!

がん以外にも  
対応します!

以下の疾患に罹患したと診断確定された場合、  
ベストドクターズ・サービスがご利用いただけます。

広義のがん

良性脳腫瘍を  
含む

心臓疾患

原則、手術を  
必要とするもの

脳卒中

原則、手術を  
必要とするもの

肝臓病

原則、手術を  
必要とするもの

眼科疾患

原則、手術を  
必要とするもの

整形外科疾患

原則、手術を  
必要とするもの

婦人科疾患  
(不妊治療は除く)

原則、手術を  
必要とするもの

その他、いわゆる難病の一部などもご利用いただける場合があります。

※上記の対象疾患は変更されることがあります。また、地域や内容によってはご要望に沿えない場合があります。

※ベストドクターズ・サービスの対象となる疾患や診断確定の基準等は、アクサ生命の提供する商品のものとは異なります。

Best Doctors®

Best Doctors、ベストドクターズ、star-in-crossロゴ、Best Doctors In Japanは米国および  
その他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

ベストドクターズ・サービスのご利用にあたって

- ベストドクターズ・サービス(以下、「当サービス」)は、株式会社法研が提供するサービスであり、アクサ生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてアクサ生命は責任を負いません。
- 優秀な専門医とは、テラドックヘルスインターナショナル社が多数の医師に対して実施したアンケートをもとに選出した、医師が推薦する名医です。
- 当サービスは、「Medi-A×N(メディ・アン)」(限定告知・無解約払戻金型終身医療保険14)をご契約の被保険者様がご利用になれます。なお、被保険者様ご本人が病名をご存知ない場合等には、被保険者様の所定のご家族の方がご利用になれます。(この場合、被保険者様が利用された場合と同様のお取り扱いとなります。)
- 入院・転院を目的としたサービスではございません。また、緊急手術が必要な場合には対応できません。
- 記載の内容は2023年12月現在のものであり、今後当サービスの内容を変更または廃止する場合があります。
- 当サービス利用のお申込みは、アクサ生命との保険契約についての保険金・給付金等のご請求を兼ねるものではございません。保険金・給付金等のご請求は、アクサ生命が定めるお手続きに従って行っていただきます。
- 当サービスの詳細につきましては、アクサ生命ホームページをご覧ください。

詳細については、株式会社法研が別途定める利用規約にてご確認ください。

- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取り扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

●生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様とアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みをアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店

 **日本生命保険相互会社**  
NISSAY

引受保険会社

 **アクサ生命保険株式会社**  
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
TEL 03-6737-7777(代表)  
www.axa.co.jp/



3つの告知項目に該当しなければ、  
持病があってもお申込みいただけます。  
一生涯にわたってしっかりサポート。

商品説明動画  
はこちら



メディ・アン  
**Medi-A×N**

限定告知・無解約払戻金型終身医療保険14

契約年齢：20歳～75歳

**病気に負けずに、  
人生を歩むために。**

「医療のリスクに備える保障(病気やケガによる入院・手術等)\*  
を希望されるお客様におすすめの保険です  
\*ご契約者様が法人の場合、入院見舞金等の準備を含む

この保険の引受保険会社は、**アクサ生命保険株式会社**です。  
日本生命保険相互会社は、  
**アクサ生命保険株式会社の募集代理店**です。

この保険は、アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割り増しされています。詳しくは、13ページをご覧ください。

募集代理店

 **日本生命保険相互会社**  
NISSAY

引受保険会社

 **アクサ生命保険株式会社**

2024.04

# 「持病があるから…」

という理由で医療保険をあきらめていませんか？

糖尿病のため  
通院中の方

狭心症のため  
投薬治療中の方

入院・手術歴が  
ある方

健康診断・人間ドックで  
異常指摘を受けた方

例えば…

2年前に脳こうそくで入院・手術、その後通院  
リハビリ中の方

5年前に糖尿病を発症し、インスリン投与中の方

このような方でもお申込みいただけます！

お申込みいただけるか今すぐチェック

3つの告知項目がすべて**いいえ**なら **OK**  
お申込みいただけます。  
医師の診査は不要です。

## 告知項目

チェック <b>1</b>	過去6ヵ月以内に、 <b>病気やけが</b> で、 <b>入院</b> *1をしたこと、または <b>手術</b> *2をうけたことがありますか？ もしくは、 <b>最近3ヵ月以内</b> に、医師の <b>診察・検査</b> により <b>入院</b> *1または <b>手術</b> *2をすすめられたことがありますか？	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
チェック <b>2</b>	過去2年以内に、 <b>ガン・悪性新生物</b> (肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます。)および <b>上皮内新生物</b> (上皮内ガン)で、 <b>入院</b> *1をしたこと、または <b>手術</b> *2をうけたことがありますか？ もしくは、 <b>現在</b> 、 <b>ガン・悪性新生物</b> (肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます。)および <b>上皮内新生物</b> (上皮内ガン)で、医師の <b>診察・検査・治療・投薬</b> をうけていますか？(経過観察中や、検査待ち期間を含みます。)*3	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
チェック <b>3</b>	現在、 <b>慢性肝炎</b> *4、 <b>肝硬変</b> で、医師の <b>診察・検査・治療・投薬</b> をうけていますか？(経過観察中や、検査待ち期間を含みます。)*3	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

\*1 検査入院を含みます。ただし、検査の結果、治療の必要がなかった(病気やけがではなかった)場合、または、正常分娩による入院は除きます。 \*2 手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・放射線・レーザー光線・超音波・体外衝撃波療法(ESWL)等も該当します。また、先進医療による手術や日帰り手術も告知対象となります。なお、吸引や傷口の単なる縫合、神経ブロック注射など処置的なものは手術には含まれません。 \*3 前記疾病の疑いがあると医師に指摘されている場合も含みます。 \*4 肝炎が6ヵ月以上継続しているものも含みます。

詳しくは、9ページのQ&Aをあわせてご覧ください。

**!** 上記はご契約お引き受けの原則的な基準です。お客様の健康状態・職業・年齢・アクサ生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともありますので、あらかじめご了承ください。

# 持病がある方こそ しっかりした備えが必要です。

メディ・アon

# Medi-A×N

入院や手術を一生にわたってサポート。

「持病があっても安心して暮らしたい」そんな気持ちにお応えできる医療保険です。

持病があっても  
**OK**

持病のある方や、過去に入院・手術をされた方もお申込みいただきやすい医療保険です。

一生涯  
**OK**

病気やケガによる入院・手術・放射線治療を一生保障します。

悪化・再発も  
**OK**

ご契約前からの持病(既往症)の悪化・再発による入院・手術・放射線治療も保障します。

※責任開始期前に、医師によりすすめられていた入院・手術・放射線治療については、給付金はお支払いいたしません。

名医に相談できる！ 専門医紹介サービス

ベストドクターズ®・サービス  
をご利用いただけます ▶裏表紙へ

**+** プラス ご希望にあわせて特約をプラス

高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します\*。

\*保障額や給付対象となる医療技術・適応症・医療機関の範囲には制限があります。

健康な方は、引受基準緩和型でない医療保険をご検討ください。

- この保険は、健康状態に不安のある方(糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、狭心症のため投薬治療中の方など)でもお申込みいただきやすいように告知項目を簡易にし引受基準を緩和した商品です。このため、**アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割り増しされています。**
- この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日から1年以内は、保険金などのお支払額が50%に削減されます。(責任開始期からご契約日までの間にお支払事由に該当した場合も同様にお取り扱いします。)ただし、限定告知型先進医療給付特約には支払削減期間はありせん。
- 健康状態について詳細な告知や医師の診査を受けていただくことにより、保険料の割り増しがなく、支払削減期間が設定されていない**他の医療保険にご契約いただける場合があります。**



# 保障内容

このようにときにお支払いします			入院給付金日額 <b>10,000円</b> コース		入院給付金日額 <b>5,000円</b> コース		
			ご契約日から1年以内	ご契約日から1年経過後	ご契約日から1年以内	ご契約日から1年経過後	
主契約	入院	疾病により入院をしたとき	日帰り入院から保障 疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日、通算1,095日限度	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>10,000円</b>	1日につき <b>2,500円</b>	1日につき <b>5,000円</b>
		所定の不慮の事故により入院をしたとき	日帰り入院から保障 災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日、通算1,095日限度	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>10,000円</b>	1日につき <b>2,500円</b>	1日につき <b>5,000円</b>
手術	入院中に、所定の手術を受けたとき	何度でも保障 手術給付金 入院給付金日額×10	1回につき <b>5万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>2.5万円</b>	1回につき <b>5万円</b>	
	入院中以外に、所定の手術を受けたとき	何度でも保障 手術給付金 入院給付金日額×5	1回につき <b>2.5万円</b>	1回につき <b>5万円</b>	1回につき <b>1.25万円</b>	1回につき <b>2.5万円</b>	
放射線治療	所定の放射線治療を受けたとき	60日に1回を限度として何度でも保障 放射線治療給付金 入院給付金日額×10	1回につき <b>5万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>2.5万円</b>	1回につき <b>5万円</b>	

一生  
涯  
保  
障

保険料払込期間が終身の場合には、死亡保険金はありません。

保険料払込期間が終身以外の場合には、死亡したときに死亡保険金(入院給付金日額×10)をお支払いします。ご契約日から1年以内に死亡したときの死亡保険金額は50%に削減されます(入院給付金日額の50%×10)。(責任開始期からご契約日までの間にお支払事由に該当した場合は同様にお取り扱いします。)

※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。※不慮

の事故により、所定の高度障がい状態または所定の障がい状態に該当したときは、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

**プラス** ご希望にあわせて特約をプラスできます。

特約	先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金 1回の療養につき <b>1,000万円</b> 、通算 <b>2,000万円</b> 限度	1回の療養につき	先進医療にかかる技術料と同額	支払削減期間はありません
	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき	<b>15万円</b>	

一生  
涯  
保  
障

※先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保

険制度の給付対象となっている場合や医療技術・適応症・実施する医療機関が見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約からのお支払いはありません。

ご契約日から1年以内

この保険には、**1年間の支払削減期間**が設けられています。

ご契約日から1年以内は給付金などのお支払額が**50%**に削減されます。(責任開始期からご契約日までの間にお支払事由に該当した場合も同様にお取り扱いします。)

※限定告知型先進医療給付特約には支払削減期間はありません。



\*「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加し、責任開始期とご契約日が異なる場合、責任開始期からの期間も含まれます。

※責任開始期とご契約日については、11ページのQ7をご覧ください。 ※給付金をお支払いしない場合などの制限事項については、13・14ページの「ご契約概要・重要事項説明書(契約)

ご存じですか?

先進医療にかかる費用(技術料)は全額自己負担です。

先進医療の例	技術料(平均額)	平均入院期間
重粒子線治療	<b>3,162,782円</b>	5.3日
陽子線治療	<b>2,692,989円</b>	14.9日

●上記の例は、2023年12月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は随時見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。

※2016年4月より重粒子線治療・陽子線治療は、一部、健康保険の適用となっています。

※出典：令和4年12月8日厚生労働省 第117回先進医療会議資料「令和4年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」(令和3年7月1日～令和4年6月30日の実績報告)

※「技術料(平均額)」の表示単位未満は切り上げ

に際して」をご覧ください。

概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。







## Q1 健康な人も申し込みできますか？

**A** 引受基準緩和型でない医療保険をご検討ください。

この保険は、健康状態に不安のある方(糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、狭心症のため投薬治療中の方など)でもお申し込みいただきやすいように告知項目を簡易にし引受基準を緩和した商品です。このため、アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割り増しされています。

健康な方は、まずは引受基準緩和型でない医療保険をご検討ください。(ただし、ご契約時の告知、診査などの結果により、ご契約いただけないこともございます。)

## Q2 健康状態に関する条件は3つの告知項目だけですか？

**A** はい、3つだけです。

3つの告知項目以外の治療歴や現在の病状についておたずねすることはありません。

なお、3つの告知項目に1つでも該当する場合はご契約いただけません。

※3つの告知項目に該当しない場合でも、お客様の職業・年齢・アクサ生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできない場合もございます。

## Q4 7年前に乳ガンの手術後、約1年間抗がん剤治療で通院しました。現在は経過観察のため3ヵ月に1度通院しています。申し込みできますか？

**A** お申込みいただけません。

この場合の経過観察は、3つの告知項目の中にある「現在、ガン・悪性新生物で医師の診察を受けていますか?」に当てはまります。たとえ治療が終了していても、「ガンの診察」が継続している限り、お申込みいただくことはできません。

## Q5 こんなとき、申し込むことはできますか？

糖尿病治療のために通院していますが、申し込みできますか？



不整脈と診断を受けており、現在も投薬治療中ですが、申し込みできますか？



アレルギーの持病で、現在も定期的に通院中です。申し込みできますか？



**A** お申込みいただけます。

3つの告知項目をご確認いただき該当項目がなければお申込みいただくことができます。※3つの告知項目に該当しない場合でも、お客様の職業・年齢・アクサ生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできない場合もございます。

### 告知項目「過去6ヵ月以内に、病気やけがで、入院をしたこと、または手術をうけたことがありますか?」について

**Q3-1 「過去6ヵ月以内」とはどのような入院・手術を指しますか？**

**Q3-2 入院には検査入院や正常分娩の入院も含まれますか？**

**Q3-3 軽微な入院・手術も含まれますか？**

**A** 告知書の記入日時点で、「退院日の翌日から6ヵ月を経過していない入院」「手術日の翌日から6ヵ月を経過していない手術」を指します。

なお、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含む)および上皮内新生物(上皮内ガン)については、過去2年以内の入院・手術について告知いただけます。

**A** 検査入院-含まれます。

検査入院は通常、生じている症状の原因を調べ、今後の治療方針を決定するための入院であるため、告知項目の「入院」に含まれます。ただし、検査の結果、治療の必要がなかった(病気やけがではなかった)場合は含まれません。

**A** 正常分娩-含まれません。

正常分娩や人間ドックでの入院など、病気やけがによらないものは告知項目の「入院」には含まれません。

**A** 含まれます。

発熱や打撲などでの日帰り入院や短期間の入院、および日帰りでの簡単な手術なども、告知項目の入院・手術に含まれます。手術には、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・放射線・レーザー光線・超音波・体外衝撃波療法(ESWL)なども含まれます。

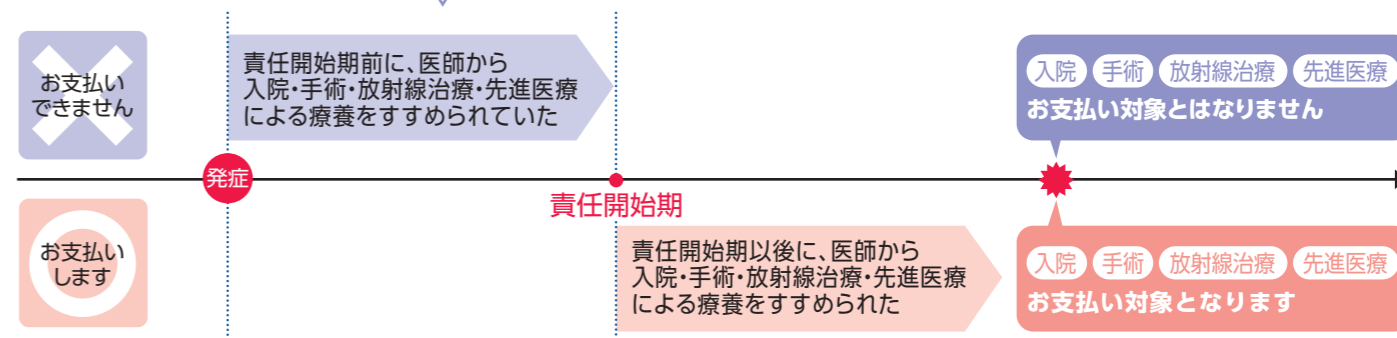
なお、吸引や傷口の単なる縫合、神経ブロック注射など処置的なものは手術には含まれません。

## Q6 契約の半年ほど前にすでに医師から入院をすすめられていました。契約後にその入院を行った場合、給付金を受け取れますか？

**A** お支払いできません。

保障が始まる日(責任開始期)より前に入院・手術・放射線治療・先進医療による療養を医師からすすめられていた場合は、給付金などをお支払いできません。

「お仕事の都合がいたら入院・手術をしましょう。」と医師からすすめられている…すぐに入院しなければならないが、空き病床がないため、入院待ちの状態にある…など





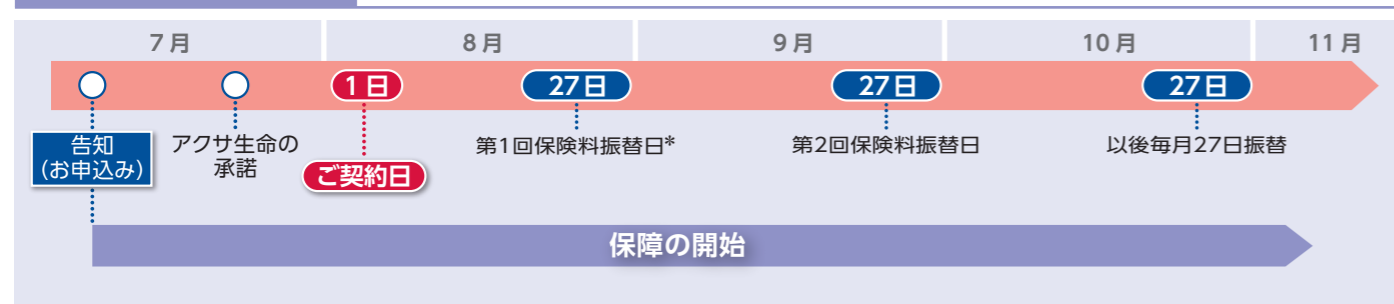
## Q7 保障の開始(責任開始期)はいつからですか?

**A** 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合、お申込みまたは告知のいずれか遅い日が責任開始期となり、この日からアクサ生命はご契約上の責任(保障)を開始します。  
 ※契約年齢は、ご契約日における被保険者の満年齢となります。

### 月払の場合

**責任開始期** お申込みおよび告知がともに完了したとき  
**ご契約日** 責任開始期の属する月の翌月1日  
 ※お客様のご契約日は、アクサ生命がご契約の承諾後にお送りする「保険証券」をご確認ください。

ご契約までのスケジュール例 □座振替で第1回保険料をお払込みいただく場合

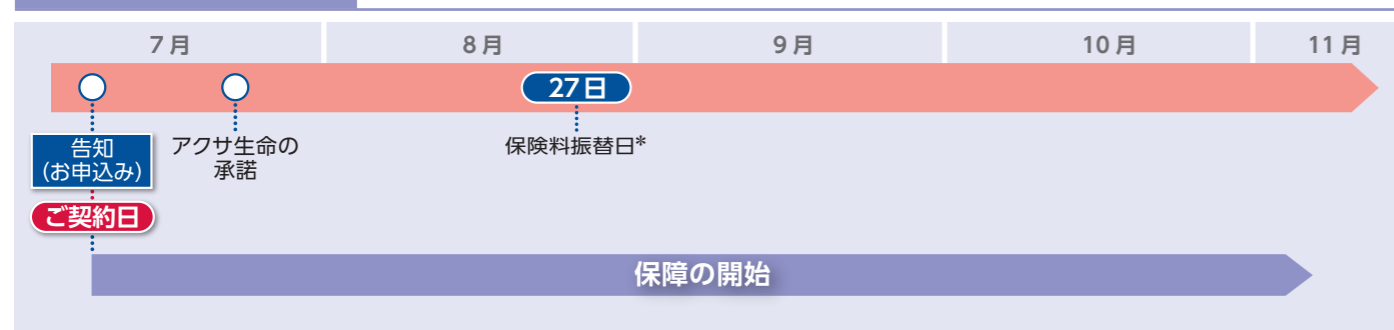


\*ご契約の成立時期等によっては保険料振替日が記載と異なる場合があります。

### 年払の場合

**ご契約日(責任開始期)** お申込みおよび告知がともに完了したとき  
 ※お客様のご契約日(責任開始期)は、アクサ生命がご契約の承諾後にお送りする「保険証券」をご確認ください。

ご契約までのスケジュール例 □座振替で保険料をお払込みいただく場合



\*ご契約の成立時期等によっては保険料振替日が記載と異なる場合があります。

※「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加しない場合、「告知・診査をされたとき」または「アクサ生命が第1回保険料相当額を受け取ったとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。

## Q8 先進医療による手術を受けた場合、給付金を受け取れますか?

**A** 限定告知型先進医療給付特約を付加した場合は、お支払いの対象となります。

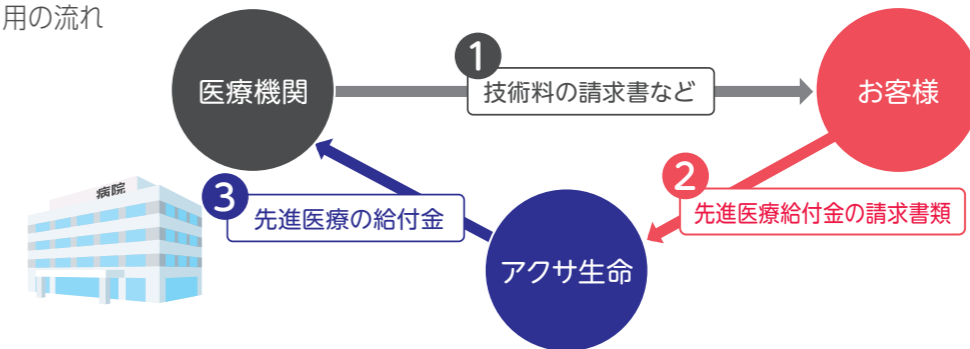
「先進医療による手術」は、主契約の手術給付金のお支払い対象とはなりません。  
 ※限定告知型先進医療給付特約はご契約後も付加いただくことが可能です。中途付加にはアクサ生命所定の条件があります。また、あらかじめ告知をしていただきます。告知の内容、お申込みいただける年齢範囲は、主契約のお申込み時と同様です。  
 ※先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術・適応症・実施する医療機関が見直され先進医療でなくなっている場合は、限定告知型先進医療給付特約からのお支払いはありません。

## Q9 先進医療の給付金をアクサ生命から医療機関へ直接支払うサービスがあると聞きました。

**A** はい、「医療機関への直接支払いサービス」をご提供しています。高額な技術料をお客様がお支払いするということがないので安心です。

※当サービスのご利用にあたっては、アクサ生命所定の要件があります。詳しくはアクサ生命へお問い合わせください。  
 ※ご契約後2年間は、当サービスをご利用いただくことはできません。

### ■サービスご利用の流れ



※当サービスは、お客様から医療機関に事前にご説明いただき、医療機関の事前了解が得られていることが必要です。  
 ※アクサ生命での支払査定の結果、給付金などがお支払いできない場合や、事実の確認のためにお支払可否の決定までに日数を要する場合がございます。  
 ※法人または個人事業主を給付金受取人とするご契約は、当サービスをご利用いただくことはできません。  
 ※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合があります。

### ■コラム 先進医療

「先進医療」とは、最先端の科学技術を医療に適用した治療法のうち、厚生労働大臣が承認したものをいいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料は全額自己負担(公的医療保険適用外)となるので、患者にとっては重い費用負担となるケースもあります。

### ■先進医療にかかる自己負担の例

たとえば、公的医療保険の被保険者(本人)で、1ヵ月(1日~末日)の医療費が400万円、そのうち先進医療にかかる費用(技術料)が300万円とした場合、その300万円は全額自己負担(公的医療保険適用外)となります。

各公的医療保険適用外(全額自己負担)		各公的医療保険適用	
先進医療にかかる費用(技術料) 自己負担額 300万円		一般治療と共通する部分(診療・検査・投薬・入院料など)	
		窓口負担 30万円	各公的医療保険制度から給付される額 70万円
実際の自己負担額 87,430円* [80,100円+(公的医療保険適用の医療費 100万円-267,000円)×1%]		高額療養費制度から支給される額 212,570円[30万円-87,430円]	

\*70歳未満・年収(目安)約370万円~約770万円の場合。実際の自己負担額は年齢や所得によって異なります。  
 ※公的医療保険制度の内容は2023年12月時点の内容であり、将来変更される可能性があります。  
 ※選定療養など、先進医療にかかる費用(技術料)以外にも自己負担となる費用があります。

# ご契約に際して

## 健康な方は、引受基準緩和型でない医療保険をご検討ください。

- この保険は、健康状態に不安のある方(糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、狭心症のため投薬治療中の方など)でもお申込みいただきやすいように告知項目を簡易にし引受基準を緩和した商品です。このため、**アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割り増しされています。**
- この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日から1年以内にお支払事由に該当した場合、保険金などのお支払額が50%に削減されます。(責任開始期からご契約日までの間にお支払事由に該当した場合も同様にお取り扱いします。)ただし、限定告知型先進医療給付特約には支払削減期間はありません。
- 健康状態について詳細な告知や医師の診査を受けていただくことにより、保険料の割り増しがなく、支払削減期間が設定されていない**他の医療保険にご契約いただける場合があります。**

### 契約年齢

20歳～75歳

契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

### 保険期間

終身

### 保険料払込期間

終身、75歳/65歳満了

### 保障の開始について

- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合、「アクサ生命がお申込みを受けたとき」または「告知・診査をされたとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加しない場合、「告知・診査をされたとき」または「アクサ生命が第1回保険料相当額を受け取ったとき」のいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。

### 主契約について

お支払事由	お支払金	お支払額		お支払限度
		ご契約日から1年以内	ご契約日から1年経過後	
疾病により1日以上入院したとき	疾病入院給付金	入院給付金日額の50%×入院日数	入院給付金日額×入院日数	1入院……60日 通算…1,095日
所定の不慮の事故により1日以上入院したとき	災害入院給付金	入院給付金日額の50%×入院日数	入院給付金日額×入院日数	1入院……60日 通算…1,095日
入院中に、所定の手術を受けたとき	手術給付金	入院給付金日額の50%×10	入院給付金日額×10	支払回数無制限
入院中以外に、所定の手術を受けたとき		入院給付金日額の50%×5	入院給付金日額×5	支払回数無制限
所定の放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	入院給付金日額の50%×10	入院給付金日額×10	60日に1回
死亡したとき	死亡保険金*	入院給付金日額の50%×10	入院給付金日額×10	—

\*保険料払込期間が終身の場合、死亡保険金はありません。(死亡保険金不担保特約(限定告知・無解約払戻金型終身医療保険14用)が付加されます。)  
 ※入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

- この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日から1年以内にお支払事由に該当した場合、保険金などのお支払額が50%に削減されます。(責任開始期からご契約日までの間にお支払事由に該当した場合も同様にお取り扱いします。)
- 美容上の処置・手術、正常分娩、疾病を原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術、人間ドック検査などの治療処置を伴わない入院などは、お支払いの対象となりません。

### 入院給付金について

- 同一の不慮の事故を原因として、その事故の日から180日以内に開始した災害入院給付金のお支払事由に該当する入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。
- 同一の疾病を原因として、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院は、別の入院としてお取り扱いします。

- 疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院中に異なる疾病を併発した場合、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。

- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。

### 手術給付金について

- お支払対象は、次のとおりです。
  - ・公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている、治療を目的とした手術
  - ・公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術
- 次の手術は、お支払いの対象となりません。

- 創傷処理 ■ 皮膚切開術 ■ デブリードマン
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- 外耳道異物除去術 ■ 鼻内異物摘出術 ■ 抜歯手術

- 同一の日にお支払事由に該当する手術を複数回受けた場合は、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
- 骨髄移植術はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。
- ドナー(骨髄提供者)の骨髄から骨髄幹細胞を採取する骨髄幹細胞採取術については、お支払いの対象となりません。

### 放射線治療給付金について

- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている、治療を目的とした放射線治療が、お支払いの対象となります。
- 血液照射、放射線治療管理料はお支払いの対象となりません。

### 死亡保険金不担保特約 <保険料払込期間が終身の場合> (限定告知・無解約払戻金型終身医療保険14用) について

- この特約は、保険料払込期間が終身である場合に付加されます。
- この特約が付加された場合、死亡保険金はありません。
- この特約のみの解約はできません。

### 指定代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない所定の事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が給付金などを請求することができます。

この保険では、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因とする入院・手術・放射線治療・先進医療による療養についても、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したこと、またはその疾病と因果関係のある疾病を発病したことにより、入院・手術・放射線治療・先進医療による療養が必要であると医師によって初めて(責任開始期前を含みます。 )判断された場合は、給付金などをお支払いします。ただし、**責任開始期前に、医師によりすすめられていた入院・手術・放射線治療・先進医療による療養については、給付金などはお支払いいたしません。**また、**責任開始期前に発生した不慮の事故などを直接の原因とする入院・手術・放射線治療・先進医療による療養については、責任開始期以後に悪化し、入院・手術・放射線治療・先進医療による療養が必要であると責任開始期以後に初めて医師により判断された場合でも、給付金などはお支払いいたしません。**

### 限定告知型先進医療給付特約について

お支払事由	お支払金	お支払額
先進医療*1による療養を受けたとき(先進医療にかかる技術料*2が[0]の場合を除きます。)	先進医療給付金	先進医療にかかる技術料と同額(1回の療養につき1,000万円、通算2,000万円限度)
先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき15万円

- \*1 公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けた場合を指します。
- \*2 先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
- 先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。
- 先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。
- ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術・適応症・実施する医療機関が見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約からのお支払いはありません。
- 先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。

### 保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みを免除します。
  - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故によるケガを原因として、所定の高度障がい状態に該当したとき。
  - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故によるケガを原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障がい状態に該当したとき。

### 払いもどし金について

- <主契約>
- 保険料払込期間が終身の場合**  
払いもどし金はありません。
- 保険料払込期間が終身以外の場合**  
保険料払込期間中の払いもどし金はありません。保険料払込期間満了後の払いもどし金は、死亡保険金と同額になります。(保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。)
- <限定告知型先進医療給付特約>
- 払いもどし金はありません。